

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(92)」

2. 日時：平成28年12月5日（月）16時00分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁7階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：内藤安全管理調査官、御田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、竹内安全審査官、田上安全審査官、野田安全審査官、谷安全審査官、佐口安全審査官、江崎安全審査官、安田安全審査官、岸野安全審査官、安達係員、杉野統括技術研究調査官

東京電力ホールディングス：土木調査担当部長 他5名

5. 要旨

①東京電力ホールディングスから、平成25年9月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の設置変更許可申請のうち、津波評価に関して説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

- ・基準津波選定についての評価の過程をより詳細に示すとともに、概略パラメータスタディ及び詳細パラメータスタディでの評価内容をより具体的に説明すること。
- ・水位下降側の基準津波の評価については、貯留堰の影響のある水位が示されていることについての考え方を示すとともに、水位低下時間を評価項目として考慮する必要があるか確認すること。
- ・時刻歴波形の表示は、適切な時間軸の設定とすること。

- ・ 基準津波評価の基本的な考え方において、荒浜側防潮堤の損傷を考慮した場合の基準津波の検討については、まずは、既往の評価結果を示した上で、今回の検討の位置付けや既往評価から変更した地形モデル、水位評価地点等の前提条件がわかるように整理して示すこと。
- ・ 3. まとめにおいて、新たに設定した基準津波3については、基準津波1と津波波源が同様であることから、ガイドにおける基準津波の設定の考え方を踏まえ、基準津波の名称を再度、検討すること。また、これまで荒浜側防潮堤前面に設定していた基準津波3については、その取扱いを整理すること。

③東京電力ホールディングスから、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における津波評価  
荒浜側防潮堤の損傷を考慮した場合の津波評価について